

秋田県条例第四十四号

秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は自転車」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。